

令和年8度奄美市
みんなのしまさばくり応援事業
募集要項

※この事業募集は令和8年度予算の成立を前提に行うものです。

1. 事業の趣旨

未来の奄美市づくり計画実現のためには、市民一人ひとりの行動、企業活動、行政の取り組みなど、奄美市に住む私たちが手を取り合い、協力し合うことが何より大切です。

「奄美市みんなのしまさばくり応援事業」は、市民の皆様が主体的に取り組む「みんなができる取り組み」を応援する制度です。

やる気のある自治会、集落、町内会（以下「自治会等という。」）、NPO法人、学生団体その他任意団体等（以下「団体等」という。）が実施する知恵と工夫にあふれた独自の取り組みや、「自然・人・文化が紡ぐ しあわせの島」奄美市の実現に向けた取り組みについて、その事業費の一部を市が補助いたします。

2. 補助金交付申請できる市民団体等

補助対象団体は、次のいずれにも該当する団体等であることが必要です。

- (1) 規約・会則等を有し、5名以上で構成される団体等で、代表・副代表・会計・監査を有する団体等であること。
- (2) 活動拠点が奄美市内にあること。
- (3) 営利を目的としない団体等であること。ただし、NPO法人にあっては、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第29条に定める事業報告書等を所轄庁に提出していること。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ① 宗教活動や政治活動を目的とする団体
 - ② 特定の公職者（候補者を含む）又は、政党を推薦・支持・反対することを目的とする団体
 - ③ 暴力団又は、暴力団やその構成員の統制下にある団体
 - ④ 無差別大量殺人行為を行った団体又は、その団体や構成員の統制下にある団体

3. 補助対象事業・補助額等

(1) 補助対象はとなる事業は、以下の要件を全て満たしている事業とします。

- ① 奄美市内で実施される事業（市民全体や地域等に事業効果が及び事業に限る）
- ② 奄美市の財源による他の補助金等の対象となっていない事業
- ③ 事業の実施計画（事業効果を含む）及び収支計画が明確である事業
- ④ 令和9年2月28日（日）までに完了する事業
- ⑤ 新たに実施する事業又は既存事業を発展的に向上・拡充することを目的としたソフト事業

(2) 事業の種類

- ①課題解決型事業（ハード事業）、②課題解決型事業（ソフト事業）、
- ③未来づくり型事業（ハード事業）④未来づくり型事業（ソフト事業）⑤しあわせの島プロジェクト型（イベント等）の5つとします。

(3) 補助額・補助対象経費等

補助金交付の対象経費及び事業区分等は、以下のとおりとして、千円未満の端数は、切捨てとなります。

① 課題解決型事業（ハード事業）

自治会・町内会・集落等の地域団体が実施する、地域等の課題を的確に捉え、その解決に向けて取り組む事業で地域や集落の活性化の拠点となる施設又は設備を整備する事業で、補助額金の上限は1件につき300万円とします。

補助対象経費	事業の内容	補助対象団体	補助率
①材料費 ②設備費 ③工事費 ④委託料 ⑤その他必要と認める経費	専門的な技術等を要する部分以外を団体の構成員が労務を提供し実施する事業に係る経費	自治会等	8/10以内
	事業のほとんどを外部へ発注する事業に係る経費		5/10以内

② 課題解決型事業（ソフト事業）

地域等の課題を的確に捉え、その解決に向けて取り組む事業で、補助額金の上限は1件につき100万円とします。

補助対象経費	補助対象団体	補助率
①講師等への謝金	自治会等	8/10以内
②講師等への旅費交通費	団体等	
③通信運搬費 ④消耗品費 ⑤広告宣伝費 ⑥使用料・リース料 ⑦委託料 ⑧保険・手数料	学生等を中心とした団体 (学生が4/5以上の団体)	9/10以内

③ 未来づくり型事業（ハード事業）

自治会・町内会・集落等の地域団体が実施する，地域等の活性化に資する新たな事業又は既存の事業を発展させる又は設備を整備する事業で，補助額金の上限は1件につき300万円とします。

補助対象経費	事業の内容	補助対象団体	補助率
①材料費 ②設備費 ③工事費 ④委託料 ⑤その他必要と認める経費	専門的な技術等を要する部分以外を団体の構成員が労務を提供し，実施する事業に係る経費	自治会等	8/10 以内
	事業のほとんどを外部へ発注する事業に係る経費		5/10 以内

④ 未来づくり型事業（ソフト事業）

地域等の活性化に資する新たな事業又は既存の事業を発展させる事業で，補助額金の上限は1件につき100万円とします。

補助対象経費	補助対象団体	補助率
①講師等への謝金 ②講師等への旅費交通費	自治会等 団体等	8/10 以内
③通信運搬費 ④消耗品費 ⑤広告宣伝費 ⑥使用料・リース料 ⑦委託料 ⑧保険・手数料 ⑨その他必要と認める経費	学生等を中心とした団体 (学生が4/5以上の団体)	9/10 以内

⑤ しあわせの島プロジェクト型（イベント等補助）

広く奄美市民を対象とした新規のイベント等で，市民が「しあわせの島」を実感できる，娯楽や学び等の場を提供する事業で，補助金の上限は1件につき50万円とします。

補助対象経費	補助対象団体	補助率
①講師等への謝金 ②講師等への旅費交通費 ③通信運搬費 ④消耗品費	自治会等 団体等	5/10 以内

⑤広告宣伝費 ⑥使用料・リース料 ⑦委託料 ⑧保険・手数料 ⑨その他必要と認める経費	学生等を中心とした団体 (学生が 4/5 以上の団体)	9/10 以内
--	--------------------------------	---------

(4) 所有権

本事業で整備した施設・設備等の所有権は、原則として事業実施団体に帰属するものとします。

4. 対象とならない経費

補助対象経費は、事業実施に必要な経費とします。ただし、次に該当する経費は対象となりません。

(1) 人件費

(2) 備品購入費

※ただし、集落等の伝統文化を継続するために必要不可欠な備品等で、汎用性の低いと認められる場合は補助対象とします。

(3) 飲食費

(4) 記念品や商品券等金券の購入代金

(5) 家賃（敷金，礼金等も含む。）

(6) 土地の取得，造成，補償にかかる経費

(7) 団体の組織自体を運営していくための経費

(8) 証拠帳票類の写しが確認できない経費

(9) 事業実施に直接係らない経費や社会通念上適切でない経費

(10) その他市長が適当でないとする経費

5. 事業に伴う収入の取り扱いについて

イベント収入等がある場合は、市長が必要と認めた総事業費を補助金と収入額を合算した額が上回った際、その上回った額を補助金から差し引きます。

6. 受付期間と申請方法

(1) 受付期間

①課題解決型(ハート・リフト事業)及び未来づくり型(ハート・リフト事業)

令和8年4月1日(水)～令和8年4月14日(火)【必着】

②しあわせの島プロジェクト型(イベント等)

令和8年6月15日(月)～令和8年11月30日(月)【必着】

(2) 申請方法

(3)の申請書類を(5)の提出先まで以下の①～③の方法でご提出ください。

- ① メール
- ② 郵送
- ③ 持参

※受付期間を過ぎて提出された書類は受付できません。なお、受付期間最終日の締切時間は午後5時15分までとします。

※提出いただいた書類はお返しいたしませんのでご了承ください。

(3) 申請書類

- ① 奄美市みんなのしまさばくり応援事業補助金交付申請書（様式1）
- ② 事業計画書（別紙1）
- ③ 収支予算書（別紙2）
- ④ 事業の実施体制（別紙3）
- ⑤ 事業計画のアピール（別紙4-1）
- ⑥ 団体概要（別紙5）
- ⑦ 添付書類

- ・団体の規則・会則・定款（A4版。書式は自由です。）
- ・団体の会員名簿及び役員名簿（A4版。書式は自由です。）
※会員の住所は居住市町村のみで構いません。
- ・団体の直近1年間の収支計算書または決算書（A4版。書式は自由です。）

※活動実績がない団体は、提出する必要はありません。

(4) 申請書類等の配布場所及び提出先

募集要項・申請類の配布は次の場所で行っています。

- ① 奄美市役所 名瀬総合支所プロジェクト推進課しまさばくり推進室
TEL 0997-52-1111（内線5433）
mail sss@city.amami.lg.jp
- ② 奄美市役所 住用総合支所 地域総務課
TEL 0997-69-2111
mail ssomu@city.amami.lg.jp
- ③ 奄美市役所 笠利総合支所 地域総務課
TEL 0997-63-1111
mail ksomu@city.amami.lg.jp
- ④ 奄美市ホームページ
<https://www.city.amami.lg.jp/shiminkyodo/machi/shimin/shien/kyora/index.html>

※ホームページでは、参考までに令和7年度に採択・実施された事業の概要を掲載しています。

7. 審査・選考方法（しあわせの島プロジェクト型は一次審査のみ）

(1) 予備審査

- 申請要件や必要書類の確認
- (2) 一次審査（申請書類審査）
本補助事業の趣旨への適合性等の評価
 - (3) 二次審査（団体のプレゼンテーション及び応募書類による審査）
地域社会における事業効果等に関する評価
※応募団体から事業についてのプレゼンテーションをしていただく
予定です。
 - (4) 評価機関
予備審査 奄美市プロジェクト推進課
一次審査 奄美市関係課
二次審査 奄美市みんなのしまさばくり応援事業審査委員会
 - (5) 選考・決定について
各審査の段階で不採択とさせていただく場合がありますので、あ
らかじめご了承ください。

8. 評価基準

- (1) 地域等における必要性（課題解決型）
地域等の課題を的確に捉え、課題の解決に資する事業であるか。
- (2) 創造性・新規性（未来づくり型・しあわせの島プロジェクト型）
応募団体が、しあわせの島実現に向け、創造性を発揮し、未来の奄
美市をつくるために取り組む新規性の高い事業であり、単なる継続事
業でないかどうか。
- (3) 事業の社会貢献性
しあわせの島プロジェクト型については、広く奄美市民を対象とし
た事業であるか。
- (4) 実現性
事業計画や実施体制は、具体的で実現可能な事業であるか。
- (5) 収支計画の妥当性
収支計画は、事業内容に見合っており、補助金が有効に活用される
ものとなっているか。
- (6) その他
※自治会、町内会、集落等の地縁団体が申請する場合は、上記文言
中の「地域」ならびに「地域社会」は、「自治会、町内会、集落等の
地縁組織」と読み替えるものとします。
※課題解決型事業（ハード事業）、未来づくり型（ハード事業）につ
いては、地域や集落の活性化に資する事業であるかどうかも重要な
評価基準となります。

9. 選考結果と補助金の交付

- (1) 選考結果

選考結果は、申請いただいた全ての団体に対して文書でお知らせいたします。なお、採択、不採択に係らず、選考過程、選考結果に対する質問等は受け付けられませんのでご了承ください。

(2) 補助金の交付

補助金は必要に応じて交付決定額の 80 パーセント以内を概算払いでお支払いし、事業完了後、各団体からの実績報告書を受けて精算いたします（活動実績がない団体については、交付決定額の 50 パーセント以内）。このため、最終的な額を確定する段階で、証拠帳票類の写しを確認できなかった場合など、補助対象経費が減少したときには、補助金を一部返還していただくことがあります。

10. 報告等について

対象となる事業が完了してから 30 日以内、又は令和 9 年 3 月 5 日（金）のいずれか早い日までに、次の書類（写真についてはデータでの提出を含む。）を提出していただきます。

- (1) 実績報告書
- (2) 事業実績書（別紙 1）
- (3) 収支決算書（別紙 2）
- (4) 対象経費の支出を証する帳票等（領収書等）の写し
- (5) 事業に関連する写真・資料等
- (6) その他市長が必要と認めるもの

11. 情報公開・情報提供

事業の「公共性」、「透明性」を高めるため、採択団体の団体名及び事業内容、補助額等については、奄美市のホームページ等で公開いたします。なお、各審査の選考過程・内容については、非公開といたします。

申請の際は、あらかじめご了承ください。

また、ハード事業で補助金交付を受けた団体は、その後の活動状況について、3 年間、半年に一度の報告を求めます。

12. 事業のスケジュール

- | | |
|-----------|--|
| (1) 事前相談 | 令和 8 年 3 月 2 日（月）～ 4 月 10 日（金） |
| (2) 募集期間 | 令和 8 年 4 月 1 日（月）～ 4 月 14 日（火） |
| (3) 審査・選考 | 令和 8 年 4 月下旬～ 5 月下旬（予定） |
| (4) 採否決定 | 令和 8 年 6 月上旬（予定） |
| (5) 事業の実施 | 補助金交付決定日～令和 9 年 2 月 28 日（金） |
| (6) 実績報告 | 事業完了後 30 日以内、又は令和 8 年 3 月 7 日（金）
のいずれか早い日まで |

13. お問い合わせ先

① 奄美市役所 名瀬総合支所プロジェクト推進課しまさばくり推進室
TEL 0997-52-1111（内線 5433）
mail sss@city.amami.lg.jp

② 奄美市役所 住用総合支所 地域総務課
TEL 0997-69-2111
mail ssomu@city.amami.lg.jp

③ 奄美市役所 笠利総合支所 地域総務課
TEL 0997-63-1111
mail ksomu@city.amami.lg.jp

④ 奄美市ホームページ

<https://www.city.amami.lg.jp/shiminkyodo/machi/shimin/shien/kyorua/index.html>

奄美市HPトップ画面→「市民向け情報」→「まち・暮らし」→「市民活動（共生・協働）」→「市民活動支援」→「奄美市みんなのしまさばくり応援事業」